

No. 146

小作爭議調查表

(昭和十年八月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	要 求 項 目	經 過
糸島郡 前原町 古志神社 字 古坂	地主 滿生 利彦 外七名 小作人 吉田 岸松 外三名	小作人 關係團體 日本農民組合九州同盟會 糸島郡 聯合會	該地は滿生利彦外七名が所有地にして、小作人吉田岸松等は、昭和九年三月より永年小作料を徴せられて居り、地主はこれを認めず、永年小作料を徴せしむるに拒絶す。又、昭和九年三月三日迄は、地主は小作料を徴せしむるに拒絶す。三月三日迄は、地主は小作料を徴せしむるに拒絶す。三月三日迄は、地主は小作料を徴せしむるに拒絶す。	小作人 永年小作料の徴せしむるに拒絶す。 地主は 永年小作料の徴せしむるに拒絶す。	地主は、小作料を徴せしむるに拒絶す。小作人は、地主に訴へて居り、地主はこれを認めず、永年小作料を徴せしむるに拒絶す。又、昭和九年三月三日迄は、地主は小作料を徴せしむるに拒絶す。三月三日迄は、地主は小作料を徴せしむるに拒絶す。

備 考	結 果
	雙方九三折法第一四三折の調停修復と同一旨を有與す。